

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月10日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙用標旗 9流ほかの作製

2 履行（納品）場所

選挙管理委員会事務局選挙課ほか1か所

3 契約日

令和7年1月9日

4 履行日又は履行期間

契約締結した日から令和7年1月27日まで

5 契約金額

664,928円

6 契約の相手方（名称及び所在）

ナカムラ興業株式会社

横浜市鶴見区平安町2-12-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙の告示日である1月31日に立候補届出が受理された時から立候補者は選挙運動を、同日の確認申請受付後から確認団体は政治活動をそれぞれ開始することができるため、選挙運動または政治活動をするにあたって必須である標旗、腕章、表示板、証紙は1月30日以前には現物の用意が整っている必要がある。また、不在者投票用封筒は1月30日から不在者投票希望者に送付することができるため、1月29日以前には現物の用意が整っている必要がある。

標旗等の選挙運動用物品や表示板等の政治活動用物品は、立候補者（確認団体）が選挙期間中に選挙運動（政治活動）を行うために必須の物品であり、これがなければ選挙運動（政治活動）を行うことができない。また、不在者投票用封筒は、有権者が不在者投票を行うにあたって必須の物品であり、これがなければ不在者投票を行うことができない。

これらの物品は、校正等を特に慎重に行う必要があり、作製には長期間必要となるが、選挙管理委員会が求める納期までに成果物を納品するためには、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び立候補者（確認団体）にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

## 8 契約の相手方の選定理由

直近の統一地方選挙や横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙時において当該物品作製業務にあたった経験があり、早期確実に作製可能と判断したため。

## 9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課